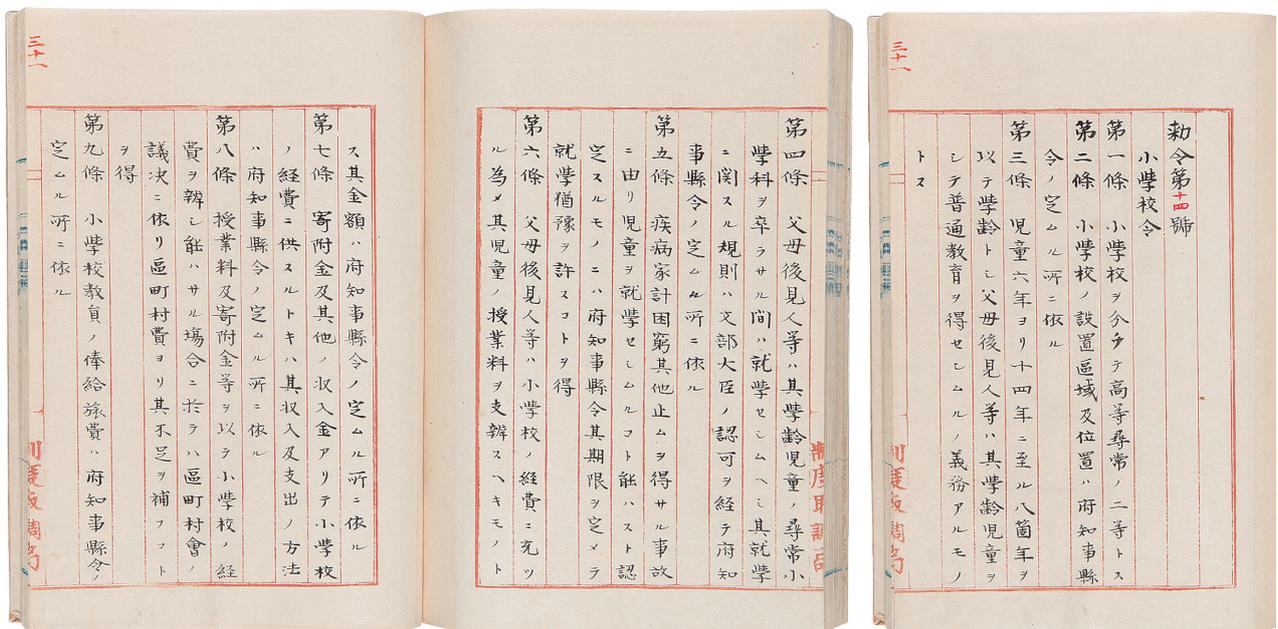


上新川郡四十四・五十・五十一番学区学務委員申付書

資料は、明治17年(1884)7月に富山県から高堂三郎氏に出された学務委員の申付書です。高堂氏は当時戸長など上新川郡の諸職を務めていました。

政府は、明治12年9月、学制を廃止し、アメリカの制度にならった教育令を定めました。学制下では、小学校設置は学区制が厳守されたのに対し、教育令下では町村単位とされました。学務委員は、その行政事務を行うため、学制における学区取締に代わるものとして、置かれることになりました。

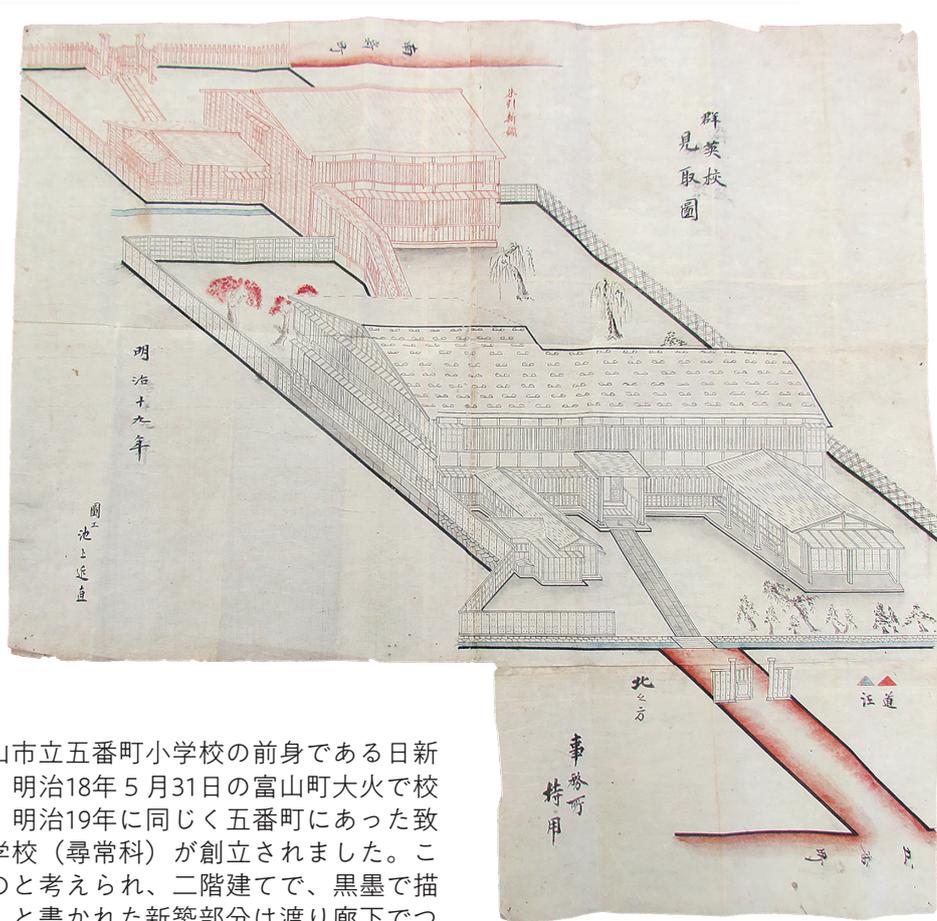
整理番号：高堂家・五五-1-8
高堂家文書 富山県公文書館所蔵



小学校令ヲ定ム

政府は、小学校を国民一般の基礎教育課程として普及させることを目指していました。明治19年(1886)、小学校令が定められました。これにより、就学の年齢に達した児童に普通教育を学ばせることは父母あるいは後見人等の義務である、と明文化されました。

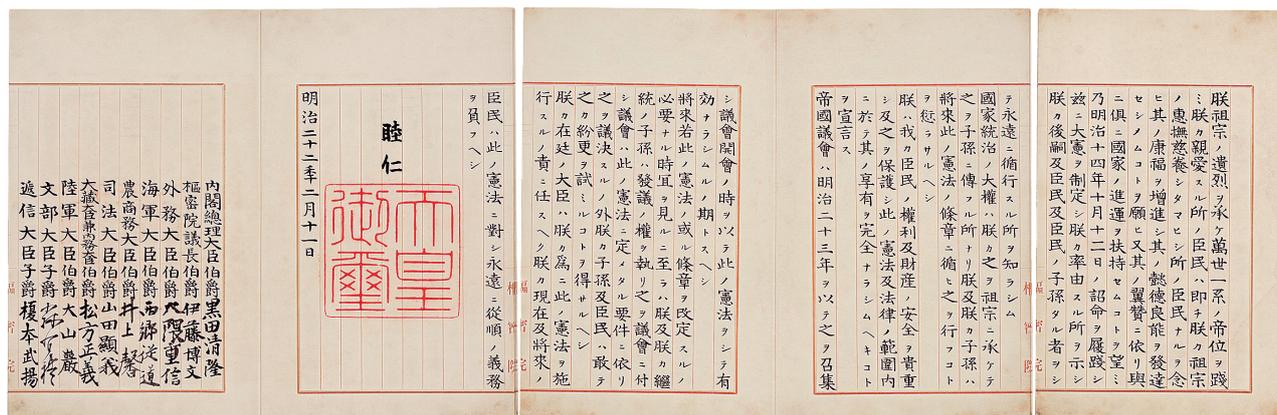
請求番号：類00274100
国立公文書館所蔵



群英小学校見取圖

明治6年(1873)に、旧富山市立五番町小学校の前身である日新小学校が創立されましたが、明治18年5月31日の富山町大火で校舎が類焼しました。その後、明治19年に同じく五番町にあった致芳小学校と合併して群英小学校(尋常科)が創立されました。この見取図は、創立当時のものと考えられ、二階建てで、黒墨で描かれた旧校舎と「朱引新調」と書かれた新築部分は渡り廊下でつながっています。

整理番号：広野家・34
 広野家文書 富山県公文書館所蔵



大日本帝国憲法

明治22年(1889)2月11日に発布され、翌年11月29日の第1回帝国議会開会から施行されました。大臣の副署には、当時の文部大臣森有礼の名も見えます。前文で、臣民はこの憲法に対して永遠に従順の義務を負うことが示され、第二十八条で安寧・秩序の妨げにならず、臣民の義務に背かない限りにおける信教の自由が、第二十九条で法律の範囲内における言論や著作、印行(刊行のこと)、集会、結社の自由が定められました。これらは、教育の進展に関わる条項として、特に注目されます。

請求番号：御00284100
 国立公文書館所蔵